

## 2 特別支援学級の教育課程の編成

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領において、以下の通り、特別支援教育に関する記述が充実されました。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を全員作成
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習

「平成 29 年度小・中学校新教育課程説明会（中央説明会）における文部科学省説明資料」参照

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領等に沿いながら、その内容等について触れていきます。

### (1) 障害のある児童生徒等への指導

小学校（中学校）学習指導要領第1章総則（第4の2の（1）のア）

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

“障害のある児童生徒”などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童生徒で発達障害の可能性のある者も含まれています。このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある児童生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって児童生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となります。その際に、小学校・中学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。

管理職のリーダーシップが大切です。

校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要があります。その際、各学校において、児童生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」参照

